にほんごきょういく 日本語教育について

「ちょうこうきょうだんたい にほんごきょういくすいしんほう もと くに てきせつ やくわり 地方公共団体は、日本語教育推進法に基づき、国との適切な役割 ぶんたん ふ ちぃき じょうきょう おう にほんごきょういく すいしん かん しさく 分担を踏まえ、地域の状況に応じて日本語教育の推進に関する施策を策定、実施する責務を有する。

※令和2年6月23日閣議決定「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ

プラかてき すいしん 効果的に推進するための基本的な方針」より

おかやまし す がいこくじんしみん にほん ごきょういく げんじょう 岡山市に住む外国人市民の日本語教育の現状について

がいこくじん ようじ じどう せいと たい にほんごきょういく 1外国人の幼児、児童、生徒に対する日本語教育

- がいこくじんりゅうがくせい たい にほんごきょういく ②外国人留学生に対する日本語教育
- ③働いている外国人に対する日本語教育
- 4地域における日本語教育